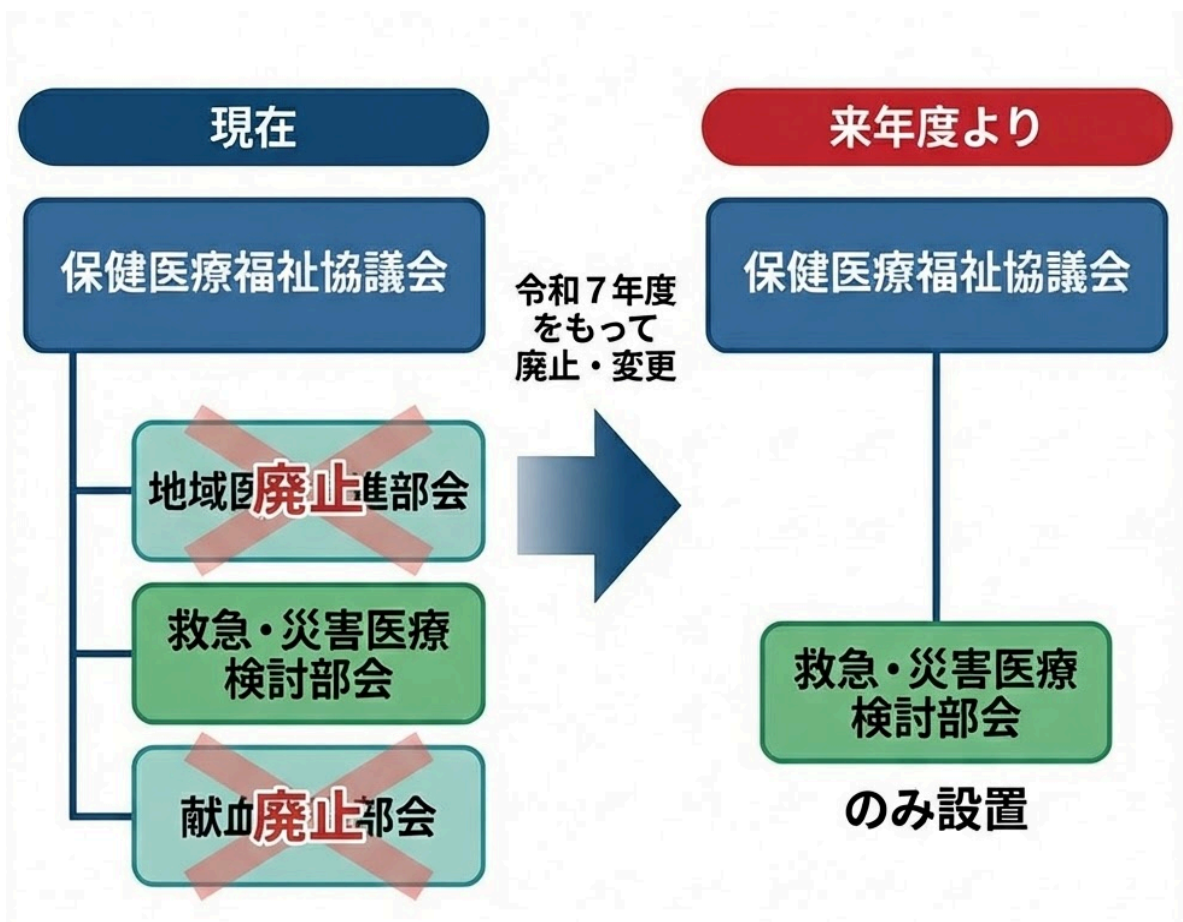


専門部会の一部廃止について

当協議会におきましては、保健医療福祉協議会部会設置要綱に基づき、「地域医療推進部会」「救急・災害医療検討部会」「献血推進部会」の3つの専門部会を設置しております。

今般、保健・疾病対策課及び医務薬事課と各地域振興局福祉環境部において、保健医療福祉協議会のあり方について検討を進めてまいりました結果、「地域医療推進部会」及び「献血推進部会」の2つの専門部会につきましては、令和7年度をもって廃止することとなりました。

これに伴い、当協議会におきましても、来年度よりこれら2専門部会を廃止し、「救急・災害医療検討部会」のみを専門部会として設置することといたします。



保健医療福祉協議会部会設置要綱

(趣旨)

第1条この要綱は、保健医療福祉協議会条例（平成16年秋田県条例第15号）第6条の規定に基づき設置する部会について定めることを目的とする。

(設置部会)

第2条協議会には、次の部会を設置するものとする。

- (1) 救急・災害医療検討部会
- (2) 前各号に掲げるもののほか、各地域振興局福祉環境部長が必要と認める部会

(部会の所掌事項)

第3条前条各号に掲げる部会は、それぞれ次の事項を所掌するものとする。

- (1) 救急・災害医療検討部会

ア救急医療体制及び高度救急医療体制の在り方及び推進策に関すること

イ地域における災害医療体制の把握と推進策に関すること

ウ秋田県災害医療救護計画の推進及び周知徹底に関すること

エ秋田県救急・災害医療検討委員会に協議する事項に関すること

オその他災害医療対策の強化に関し必要な事項

(その他)

第4条この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は地域振興局福祉環境部長が定める。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別紙 新旧対照表

改正前	改正後
<p>保健医療福祉協議会部会設置要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条この要綱は、保健医療福祉協議会条例（平成16年秋田県条例第15号）第6条の規定に基づき設置する部会について定めることを目的とする。</p> <p>(設置部会)</p> <p>第2条協議会には、次の部会を設置するものとする。</p> <p><u>(1) 地域医療推進部会</u></p> <p>(2) 救急・災害医療検討部会</p> <p><u>(3) 献血推進部会</u></p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、各地域振興局福祉環境部長が必要と認める部会</p> <p>(部会の所掌事項)</p> <p>第3条前条各号に掲げる部会は、それぞれ次の事項を所掌するものとする。</p> <p><u>ただし、秋田地域保健医療福祉協議会献血推進部会の所掌事項については、秋田市保健所が所管する地域に関する事項を除くものとする。</u></p> <p><u>(1) 地域医療推進部会</u></p> <p><u>ア地域における医療体制の把握と推進策に関すること</u></p> <p><u>イプライマリ・ケアの確保と推進策に関すること</u></p> <p><u>ウ休日診療、夜間診療等の救急医療の確保に関すること</u></p> <p><u>エ地域における公的病院等の役割や在り方の検討及び民間医療機関との機能分担と連携に関すること</u></p> <p><u>オその他医療体制の確保に関し必要な事項</u></p> <p>(2) 救急・災害医療検討部会</p> <p>ア救急医療体制及び高度救急医療体制の在り方及び推進策に関すること</p>	<p>保健医療福祉協議会部会設置要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条この要綱は、保健医療福祉協議会条例（平成16年秋田県条例第15号）第6条の規定に基づき設置する部会について定めることを目的とする。</p> <p>(設置部会)</p> <p>第2条協議会には、次の部会を設置するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(1) 救急・災害医療検討部会</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(2) 前各号に掲げるもののほか、各地域振興局福祉環境部長が必要と認める部会</u></p> <p>(部会の所掌事項)</p> <p>第3条前条各号に掲げる部会は、それぞれ次の事項を所掌するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(1) 救急・災害医療検討部会</u></p> <p>ア救急医療体制及び高度救急医療体制の在り方及び推進策に関すること</p>

<p>イ地域における災害医療体制の把握と推進策に関すること</p> <p>ウ秋田県災害医療救護計画の推進及び周知徹底に関すること</p> <p>エ秋田県救急・災害医療検討委員会に協議する事項に関すること</p> <p>オその他災害医療対策の強化に関し必要な事項</p> <p><u>(3) 献血推進部会</u></p> <p><u>ア献血思想の普及に関すること</u></p> <p><u>イ献血推進計画に関すること</u></p> <p><u>ウ献血推進ボランティアの育成に関すること</u></p> <p><u>エ献血者登録制度の推進に関すること</u></p> <p><u>オ献血事業の表彰に関すること</u></p> <p><u>カその他献血の推進に関し必要な事項</u></p> <p>(その他)</p> <p>第4条この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は地域振興局福祉環境部長が定める。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成16年4月1日から施行する。</p>	<p>イ地域における災害医療体制の把握と推進策に関すること</p> <p>ウ秋田県災害医療救護計画の推進及び周知徹底に関すること</p> <p>エ秋田県救急・災害医療検討委員会に協議する事項に関すること</p> <p>オその他災害医療対策の強化に関し必要な事項</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(その他)</p> <p>第4条この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は地域振興局福祉環境部長が定める。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>
--	---